

ただいま提出いたしました議案の概要について、ご説明申し上げます。

議第69号の一般会計補正予算案につきましては、年度内における各事業の執行状況および最終的な財源見通しに基づき、所要の調整を行い、総額で199億1,477万円の減額補正を行おうとするものでございます。

まず、歳入についてでございますが、県税は、総額で30億6,000万円の増額となりました。

その主な内訳でございますが、法人二税が21億4,210万円の増、個人県民税が12億480万円の増となる一方、地方消費税は5億3,140万円の減となっております。

また、地方交付税は、決定状況を踏まえて増額するものであり、県債につきましては、事業費の変動などを踏まえて、所要の調整を行おうとするものでございます。

次に、歳出についてでございますが、介護保険関係経費や道路除雪費等を増額いたしますとともに、中小企業関係の貸付金の不用をはじめ、投資的経費や一般行政経費につきまして、所要の調整を行うこととしております。

また、高度経済成長期に整備された多くの公共建築物等が更新時期を迎える中、早急かつ計画的に長寿命化等の対策を講じる必要がありますことから、新たに「滋賀県公共建築物等長寿命化等推進基金」を設置することにより、将来の財政負担に備えてまいりたいと考えております。

このような歳入、歳出の調整を図った上で、財政調整基金と県債管理基金について、財源不足への対応のための取崩を見送るとともに、積立を行うことにより、平成27年度末の見込みで、両基金合わせて約252億円の残高を確保することとしております。

加えて、今後の福祉・教育施策の推進に向け、福祉・教育振興基金の取崩を見送ることにより、その残高の確保を図るとともに、平成36年の円滑な開催に向けて、国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営等基金に積み増しを行うほか、鉄道駅のバリアフリー化を推進するため、鉄軌道関連施設整備促進等基金についても積み増しを行うこととしております。

このように、基金残高の確保を図りながら、後年度の財政負担や、当面する諸課題への対応に備えてまいりたいと考えております。

議第70号から84号までは、特別会計および企業会計につきまして、所要の調整を行ったところでございます。

次に、条例案件について申し上げます。

議第85号は、先ほど申し上げましたように、本県が有する公共建築物等の修繕による長寿命化や改築等による更新を計画的に推進するため、新たに「滋賀県公共建築物等長寿命化等推進基金」を設置しようとするものでございます。

次に、その他の案件について申し上げます。

議第86号は、契約の締結について、

議第87号から89号までは、県が行う建設事業等に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることについて、それぞれ議決を求めようとするものでございます。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。